

ハヤヨミ！ 看護政策 No.329

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2021年7月21日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

次期診療報酬改定に向け「調剤」議論 — 中医協総会 —

公開可

◎重複投薬防止、病院薬剤師確保など議論

中医協総会

7月14日に中医協総会が開催された。次期診療報酬改定に向け「調剤（その1）」として、①薬局・薬剤師が対物業務中心から対人業務へシフトとすることについての診療報酬上の在り方②かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進、多剤・重複投薬への取り組み、処方箋の反復利用など③オンライン服薬指導について議論した。

①については、診療側委員と保険者側委員の双方から、「薬剤の提供・管理の安全確保が重要であり、対物業務ができた上での対人業務であることを明確にすることが必要」「対人業務へシフトしたことの評価をすべき」との意見が出た。②については、「重複投与・相互作用等防止加算」や「分割調剤の算定回数」の算定回数が伸びていないことが指摘され、診療側・保険者側委員から「必要性を感じられず、今後も普及が見通せないため見直しが必要」などの意見が出た。③は、新型コロナウイルス感染症の拡大に際して時限的・特例的な措置として実施された。実施状況についての調査は今後実施されるため実態がわからないとの指摘があり、事務局は検証調査結果も含め今後提示していくと説明した。そのほか、診療側委員より「病院薬剤師の役割は非常に重要。病院薬剤師の採用が困難な要因として、薬局薬剤師との処遇の違いがあることから改善する必要がある」として、病院薬剤師の評価についての検討の必要性についての意見もあった。

議論の途中、公益委員からの発言に対して診療側委員より、「公益委員は公正・中立な立場で調整する役割がある。公益委員の発言は議論の進捗に何らかの影響を及ぼす可能性があることから、自身の意見を述べるのは慎重にすべき」との意見が出された。この件については、医療課長より、公益委員の役割について事務局で整理するとの回答があった。

診療報酬改定結果検証部会からの報告として、「令和2年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査票（案）」（2020年度調査）についての報告があり、承認された。調査は8月に実施される。（執筆：吉川常任理事）

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

◎救急救命士法改正を受け医療機関に求める体制整備など方針を議論 救急・災害医療提供体制等の在り方検討会

7月16日に第25回「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」が開催された。前回に引き続き、救急救命士法の改正に向けて、「医療機関に求める体制整備」(①委員会の設置②救急救命処置に関する規程③研修内容に関する規程および研修実施状況の管理④救急救命処置の検証に関する規程)と、省令および通知で示す「医療機関に所属する救急救命士に対する院内研修の項目」について検討した。さらに、前回、日本臨床救急医学会および日本救急医学会がガイドライン案を作成する方向で合意したことを受け、両学会による「医療機関に勤務する救急救命士の救急救命処置実施についてのガイドライン案」が示され、その位置付けについても議論した。

「医療機関に求める体制整備」の①～④について事務局案に異論は出なかった。本会が要望していた①委員会の構成員に看護師を含めること②救急救命処置を指示する医師、その他救急救命士と協働する医療従事者に対し、規定の内容や救急救命処置を実施する救急救命士について周知することは事務局案に含まれていた。

「院内研修の項目」については、厚生労働省令および通知において「医療安全」「感染対策」「チーム医療」と、それらに関する小項目および「救急自動車等との違いに関する留意点」などを定めること、さらにそれらに沿ってガイドラインで詳細な項目を例示することが提案された。本会は「救急救命士が実施する業務範囲」についても厚労省が示す研修内容に含めるよう求めた。また、ガイドラインの位置付けについては、構成員から「単なる参考とするわけにはいかないのではないか。省令・通知・ガイドラインの関係性を明確にしてほしい」と意見があり、本会も「現場の安全性の担保のためにも学会が作成したガイドライン案を本検討会で議論し、国として示すべきだ」と意見した。

両検討事項に関するとりまとめ案についておおむね了承され、座長預かりとなった。今後は、省令案についてパブリックコメントを募集、9月上旬に公示、10月1日付で改正救急救命士法とともに施行、通知も発出される旨が事務局より報告された。

「ハヤヨミ！看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。